

守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の区域内における私立の認定こども園及び私立の保育所（以下「私立認定こども園等」という。）の障害児の入園又は入所を円滑にするとともに、集団保育を実施することにより、障害児の福祉の増進を図るため、これに従事する加配の保育教諭、幼稚園教諭、保育士又は子育て支援員（以下「保育教諭等」という。）の人件費及び私立認定こども園等に配置する看護師の人件費の一部を補助する守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園をいう。
- (3) 単独型 認定こども園法第3条第2項第1号に掲げる基準に該当する幼稚園をいう。
- (4) 接続型 認定こども園法第3条第4項第1号ロに掲げる基準に該当する連携施設をいう。
- (5) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。
- (6) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (7) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (8) 2号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第2号に該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (9) 3号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第3号に該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(補助金の種別等)

第3条 補助金の種別並びに補助種別ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の対象となる2号認定子どもが大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金（以下「府補助金」という。）の対象となる場合における障害児保育補助に係る補助金の額は、別表の規定により算定した障害児保育補助に係る補助金の総額から当該2号認定子どもに係る府補助金の額を控除した額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする私立認定こども園等は、守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

（補助の条件）

第6条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了後5年間保管すること。
- （2） 申請書の記載事項に変更があった場合は、変更のあった日から1か月以内にその旨を報告すること。
- （3） 補助金の交付の目的を達成するため、必要な実地調査及び帳簿書類の調査に協力すること。

（補助金の交付決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める日までに、守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金変更交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、第5条及び前条の規定による補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前2条の規定による通知を受けた補助事業者は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた日以降速やかに守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後速やかに守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金実績報告書に当該事業に係る収支決算の見込額に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、第9条の規定による概算払により既に支払を受けた補助金の額が前条の規定による確定額を下回る場合には、市長が別に定める日までに、守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(返還)

第13条 補助事業者は、第9条の規定による概算払により既に支払を受けた補助金の額が第11条の規定による確定額を超えるときは、その超える額について、市長が別に定める日までに市長に返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第6条の規定により付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に掲げるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年7月27日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の守口市私立認定こども園・私立保育所運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）及び子育て支援保育事業補助金交付要綱の規定（第1条中守口市民間保育所運営費補助金交付要綱第3条に1項を加える改正規定を除く。）は、平成27年4月1日から適用する。
- (経過措置)
- 3 平成27年度に係る守口市私立認定こども園・私立保育所運営費補助金交付申請書の提出期限は、新要綱第4条の規定にかかわらず、平成27年8月31日とする。
 - 4 平成27年度に係る運営費補助金の交付決定の通知の期限は、新要綱第7条の規定にかかわらず、平成27年10月31日（障害児保育補助にあっては、同年12月28日）までとする。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、改正後の守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行し、改正後の守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月29日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に要した補助対象経費に係る補助金について適用し、同日前に要した補助対象経費に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助種別	補助対象経費	補助金の額
障害児保育補助	私立認定こども園等に在籍する1号認定子ども（学校法人立の認定こども園に在籍する児童を除く。）、2号認定子ども（5月1日時点で学校法人立の幼稚園型認定こ	次の各号に定める額の合計額と補助対象経費を比較していずれか低い額 (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の対象となる児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）であって加配が必要な児童1人につき、月額284,800円 (2) 医師等の診断書又は意見書、身体障害者福祉法（昭和24年法律第

	ども園（単独型又は接続型に限る。）に在籍する3歳児から5歳児までの児童については、府補助金の対象となる児童に限る。）及び3号認定子どもである障害児の保育を実施し、及びその充実を図るために必要な人件費	283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）による療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳等を有する児童であって加配が必要な児童1人につき、月額142,400円 （3） その他加配が必要な児童1人につき、月額94,900円
看護師配置補助	私立認定こども園等に看護師を配置する場合における当該看護師の人件費	月額31,500円と補助対象経費を比較していずれか低い額

備考

- 1 障害児保育補助に係る補助金の総額の算定に当たっては、この表の右欄に記載する加配が必要な児童のうち、毎月1日において在籍する児童の人数を基準とする。
- 2 補助金の額の算定に当たっては、補助種別ごとに算定した金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。